

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日（月）午前9時00分から午前9時50分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）
  - 農業委員 6名
  - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第27号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程7 議第28号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程8 議第29号山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について
  - 日程9 その他
  - 日程10 今後の行事
  - 日程11 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 事務局係長

## 7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同、礼。ご着席ください。山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は現在5名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より、令和3年10月期の農業委員会総会を開会いたします。日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

会長挨拶

事務局長

ありがとうございました。次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

なしということですので、次に移らせていただきます。次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、5番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第26号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第26号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第26号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和3年10月11日提出、山江村農業委員会会長。次のページを開けていただきまして、2ページと資料は別に挿入しておりますが、合意解約の通知と申出書の写しとなっております。(申請内容について説明)。3ページに地籍図を添付しております。(申請地について説明)。農業公社を介した契約で、借人との契約が満

期を迎え、出し手の方は引き続き公社を通して別の方を探して契約したい意向があったそうですが、4ページの現況写真のとおり遊休農地化している状態であるため、公社も引き受けできないとのことから今回解約となっております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等はありませんでしょうか。

議長

質問です。公社との契約が満期になったんですか。借人との契約が満期になったということですか。

事務局係長

まず、出し手の方が公社と契約をして、それは10年契約だったんですけれども、今度は公社から借り手の方との契約が5年間。その5年間は満期を迎えて、その契約の更新がなかったので新たな借り手をとというような話だったんですけれども、新たな借り手が今のところいないというような状況で、出し手の方は引続き別の方に貸したいということだったんですけれども、別の方も決まっていなくて、その出し手と公社との契約もあと残り5年間はあったんですけれども今回解約、と。ここは耕作できる状態で残ってたら公社の方でも引続き新たな借り手が見つかるまで契約は継続というように聞いてたんですけれども、今回は荒れているような状態ということで、公社も引き受けて管理ができないということから一旦解約。また新たに見つかれば再度、新規契約という形になってくるかと思えます。

議長

出し手の方は貸すことを望んでおられるんですか。

事務局係長

そういう意向があるということ聞いております。

議長

現在の状況が荒れているということで、どちらが整地をするんですか。

事務局係長

そうですね。元通りに綺麗な状態にして返すというのが通常と言いますか、当然かと思えますので、出し手の方も元々借りられていた方に草刈りをしてくださいと言われてはいるんですけど、現在の段階ではそのままになっている、と。前任のこの地区の委員の方と2年前にこの農地については一度指導をしているところではございます。

議長 再度、指導はするんですか。契約が切れたから指導はしないじゃなくて。

事務局係長 そうですね。ご本人とも話をして。また所有者の方から直接、農業委員会の方に再度指導をしてくださいというような話はあっておりませんので。ただ、このままの状態というのもよろしくはないかなと当然思いますので。合意解約をされたのであれば。

議長 他に質疑、意見ありませんか。

(なしの声)

議長 再度 農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 合意は認めるけれども指導はしていくということでよろしいですか。貸し手の方が指導してくれと言われたい限りはこちらからは指導しないということ。

事務局係長 別件で同じ借り手の方なんですけれども、別のところで合意解約したけれども草刈りがされてないというところもありましたので、まだそこも半分しか終わってないと聞いていますので、今回こちらの方と合わせまして現地調査の写真と同封して、10月中には綺麗に整地をしてお返しするようにという文書を今回出そうかなというように思います。

議長 引続き指導はしていくということで、合意解約は承認するというので、この方法でよろしいでしょうか。異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第26号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長 はい。それでは、議第27号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第27号「農地法第3条の規定による、

許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和3年10月11日提出、山江村農業委員会会長。それでは6ページをお開きください。今回、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております、小計3筆、面積合計が2,146㎡でございます。(申請内容について説明)。7ページが申請書の写し、8ページから9ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては申請者及び会長、担当推進委員と共に10月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明を行います。10月5日9時より譲渡人の方、譲受人の方、担当推進委員、事務局係長、私の5人で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。地目は畑で栗が植えてあります。現在、道路の関係で収穫した栗の運搬等に支障があり、この土地の相続登記関係の問題が解決したために、隣接地で同じく栗を栽培されている今回の譲受人に売買するようになったというわけであります。金額は先ほど言われたとおり、反の〇〇万円になっております。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない

方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第27号は原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席)

議長

次に日程7、議第28号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは議第28号について説明をいたします。総会資料11ページをお開きください。議第28号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和3年10月11日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、12ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請地について説明)。地目は田 面積は560㎡でございます。(申請内容について説明)。転用目的は一般住宅でございます。一般住宅への転用はおおむね500㎡以内という規定がありますが、今回転用申請する560㎡のうち500㎡が住宅敷地に、残りの60㎡を保安スペースとして確保する計画となっております。13ページが申請書の写しであり、関係事項につきましてはご覧のとおりでございます。資金につきましては、融資を受ける予定であり、住宅建築事業者を通して行われるということで現在のところ仮審査終了届の状態となっております。正式な建築契約と同時に融資も正式に申請されるということです。申請地の農地区分につきましては、申請地から300m以内に役場があることから「第3種農地」と判断しました。14ページから15ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては譲受人、担当農業委員、担当推進委員と共に10月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。10月5日午前9時25分より、借り手の方、事務局係長、担当推進委員、そして私の4名で行いました。(申請地所在について説明)。現在、綺麗に草も刈ってありまして結構良い所だなと思っております。農振地も外してありますので何ら異常もないと私は思います。見たとおり300m以内に役場もありますので、

本当に宅地としては良い所だと思います。以上です。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

〇〇農業委員 はい、すみません。住宅敷地 500 m<sup>2</sup>が限度で 60 m<sup>2</sup>が保安スペースとはどういう意味でしょうか。

事務局係長 はい。それでは私の方からお答えいたします。15ページの現地写真の方を見ていただきますと、ちょうど南側奥の方にです。木が立っているかと思えます。これは隣接地に立っている木ではございますけれども、万が一倒れてきた時に、敷地に保安スペースとして、倒れてきた際にも住宅に被害がないように奥側の方は分離して、1筆として分筆してあるんですけれども奥側の方は敷地として使用しない、と。手前の道路側の方、500 m<sup>2</sup>の方をしっかりと整地をして住宅敷地として活用していくということで聞いております。県の方としても実際の有効な宅地の敷地が500 m<sup>2</sup>であれば分筆の面積が500 m<sup>2</sup>を超えていても、それは大丈夫ですよというような確認はとれております。

〇〇農業委員 ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

〇〇農業委員 関連ですけれども、分筆しなくても良いということですか。

事務局係長 基本的に分筆は前提です。

〇〇農業委員 今回の件です。

事務局係長 その中でということですか。500 m<sup>2</sup>と保安スペースを分けて。

〇〇農業委員 はい。

事務局係長 そこは1筆が500 m<sup>2</sup>を超えていても、しっかり土地利用計画でですね、今回申請書にも宅地の使用面積が500 m<sup>2</sup>ということになっております

ので、わざわざ保安スペースとして分筆しなくても大丈夫ということ  
です。

〇〇農業委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

他にありませんでしょうか。

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ありませんでしょうか。

〇〇推進委員

申請書の五字訂正というのは誤字訂正ではないでしょうか。

議長

これより協議に入ります。

(協議切り替え) 9時25分

議長

確認しましたので審議に戻します。

(審議に切り替え) 9時29分

議長

説明があります。

事務局係長

はい。それでは〇〇推進委員から指摘がありました13ページの申請書の五字訂正についてなんですけれども、実際申請書の原本の方ですね、こちらの鑑文ともう1枚、こちらの2枚で申請書が一つになっております。こちらの方でも二字訂正がっておりますので合わせて五字訂正ということでございます。すみません、ちょっと紛らわしかったんですけどどれも、五字訂正で間違いはないということでございます。よろしくお願ひします。

議長

よろしいでしょうか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他に質疑、意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 質疑、意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第28号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により議第28号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程8、議第29号「山江村農用地利用集積計画（第8次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長 それでは、議第29号についてご説明いたします。総会資料の16ページをお開きください。議第29号「山江村農用地利用集積計画（第8次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和3年10月11日提出、山江村農業委員会会長。17ページ、18ページが意見書の写し。19ページが総括表となっております。20ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定2件、再設定1件の合計3件で案件の総面積は19,953㎡でございます。21ページは、農業公社を介した利用集積計画の一覧表です。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の22ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。23ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、物納となっております。24ページの物納承諾書のとおりとなっております。25ページから26ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては申請者、担当農業委員の代理で会長、担当推進委員と共に10月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。10月5日10時頃より貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、事務局係長、私の5名で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。いろんな問題を解消したいということで今回の正式な契約となったということであり、賃料につきましては書いてありますとおり〇〇〇であります。審議をよろしくお願いいたします。

議長 同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか

か。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

それでは、担当委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方から質疑、意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。ないということですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の27ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。28ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。29ページから30ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては所有者の代理人の方、実際の借り手の方、担当委員の代理で会長、担当推進委員と共に10月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明を行います。10月5日9時40分頃から、貸し手の代理の方、借り手の方、担当推進委員、事務局係長、私の5名で現地調査を行いました。(申請

地所在について説明)。昨年までは7区の方が管理をしていたということでありましたが、今年の収穫より今回の借り手の方に管理をお願いしていただいているということでございます。借り手の方は栗を中心に規模を拡大しておられます若手の方でございます。審議の程よろしく願いいたします。

議長 同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑、意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再設定1件8筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 それでは、再設定1件8筆分についてご説明いたします。総会資料の31ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。32ページをご覧ください。利用権を設定する土地はご覧のとおりとなっております。合計8筆、合計面積は18,295㎡です。期間は3年間で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。33ページから38ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。39ページが調査書となっております。現地調査につきましては再設定であるため、事務局で確認を行っております。(現地について説明)。以上でございます。



令和3年10月11日(月)午前9時50分終了

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)